

新型コロナウイルス感染症



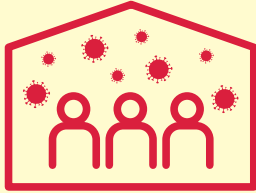
対応フロー

コロナに負けるな!

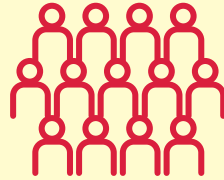
職員編

いま、できることを!

「3つの密」を避ける!



換気の悪い
密閉空間



多数が集まる
密集場所



間近で会話や発声をする
密接場所

手洗い、消毒、 咳エチケット等を徹底!



出勤時には体温を計測!



風邪症状や 37.5 度以上ある場合は管理者に報告し、休む。
発熱後は 24 時間以上経過し、呼吸器症状が改善するまで出勤は避ける。
また、該当する職員は管理者に報告する。

面会等は原則お断り。



面会等については事情をご理解いただき、原則としてお断りする。
(又は、ウェブによる面会の実施を促す。)

来訪者を記録する。



来訪者は感染発生時のための積極的疫学調査への協力の観点から、氏名、来訪日時等を記録し、保健所等の指示があれば公表する。

公共交通機関の利用は なるべく避ける。



もし、熱が出たら？

職員編

濃厚接触したかも？

感染かも？と思ったら

濃厚接触者となった
(疑い含む)

1 まずは自宅待機。

以下の症状がある場合は、管理者に報告し休む。

風邪の症状や、37.5 度以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならない場合も含む。高齢であったり、基礎疾患等がある方は2日以上続く場合）

強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）

2 上記の場合、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示に従う。

3 管理者は施設内で情報共有をおこない、指定権者に報告する。

4 在宅サービスの場合は、主治医と担当の居宅介護支援事業所等に報告する。

5 当該職員との濃厚接触の可能性のある人を特定しておく。特定する観点、感染者との長時間の接触等があったかどうかによる。

1 14日間は自宅待機。

管理者に報告し休む。
※保健所から「濃厚接触者」として特定された場合も同様の対応。

2 保健所の指示に従う。

職場の復帰時期は、発熱時の症状の有無なども踏まえ、保健所の指示に従う。

保健所等の指示による PCR 検査等

陰性

- 1 保健所・医療機関等の指示に従い、職務復帰等となる。健康管理等には十分留意する。
- 2 必要に応じて、管理者は対応の結果報告等を所轄庁等に行うこと。



宿泊施設又は自宅療養

- 1 宿泊施設での療養は、保健所の指示に従う。
- 2 宿泊施設が満員になると、自宅療養となる場合がある。自宅療養中に状態が変化した場合には、必ず帰国者・接触者相談センター等に連絡する。
- 3 自宅療養となった場合、家族内感染を防止する趣旨から、家庭での感染対策(※1)をとる。
- 4 家族構成（高齢者や基礎疾患を有する者等との同居）等を確認した上で、高齢者や基礎疾患を有する者等への家族内感染のおそれがある場合には、入院措置となる場合がある。

地域の入院医療機関が足りず、症状も軽症の場合

陽性（感染していた）

- 1 管理者は所轄庁等に報告する。
- 2 長時間の接触等の濃厚接触があった方を特定する。
- 3 保健所に情報提供。
積極的疫学調査の観点から、症状出現後の接触者リスト、利用者のケア記録、直近2週間の勤務表、施設に出入りした者の記録について、保健所に情報提供する。
- 4 休業を求められる場合がある。
都道府県等より事業所又は地域単位での休業を求められる場合がある。

入院



※1 一般社団法人日本環境感染学会「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項」参照

※新型コロナウイルスのことで不安があれば、どのようなことでも管理者にご相談ください。

また、全国老協では産業医への電話相談窓口として「介護従事者等のメンタルヘルスサポート窓口（JS-MS）」を敷設しています。お気軽にご利用ください。

